

竹原市総務文教委員会

平成27年9月9日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第44号 損害賠償の額を定めることについて
- 2 議案第45号 竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案
- 3 議案第46号 竹原市税条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第48号 竹原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第49号 竹原市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第52号 平成27年度竹原市一般会計補正予算(第2号)

(行政報告)

- 1 忠海学園について(教育委員会 報告)
- 2 竹原市いじめ問題調査委員会委員について(教育委員会 報告)

(所管事務調査)

- 1 ○○について(協議)

(その他)

- 1 決算特別委員会委員選出について(協議)

(平成27年9月9日)

出席委員

氏 名	出 欠
山 元 経 穂	出 席
川 本 円	出 席
今 田 佳 男	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
堀 越 賢 二	出 席
北 元 豊	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

委員外議員出席者

氏 名
高 重 洋 介
井 上 美 津 子
大 川 弘 雄
道 法 知 江
宮 原 忠 行
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長	西 口 広 崇
議会事務局次長	住 田 昭 徳
議事庶務係主事	森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	細 羽 則 生
総 務 部 長	中 川 隆 二
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二
総 務 課 長	塚 原 一 俊
企 画 政 策 課 長	松 崎 博 幸
財 政 課 長	沖 本 太
税 務 課 長	向 井 聡 司
上 下 水 道 課 長	木 村 忠 志
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭
教育委員会学校教育課長	九十九 邦 守

午前9時51分 開会

委員長（山元経穂君） それでは、ただいまの出席議員は7名であります。定足数に達しておりますので、9月定例会の総務文教委員会を開会致します。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。先ほども申し上げましたとおり、このたびは議会の新制度になりましてからの第1回目の委員会でございます。不手際があるかもしれませんが、できるだけそのようなことがないようにして、また委員の皆様方には円滑な議事の進行、また慎重審議、活発な議論をよろしくお願い致します。また、理事者の皆様方におかれましては、今度2日目から採決ということが委員会において新しく加わります。これまで以上に懇切丁寧な御説明をお願い致します。

それでは、本日の委員会を始めさせていただきます。

それでは、副市長、発言をお願い致します。

副市長（細羽則生君） 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、委員会開催頂きましてありがとうございます。委員会付託ということになりまして最初の委員会ということでございますので、我々の方から6議案提案させて頂いておりますので、慎重に御審議を頂ければというふうに思います。

それから、あと行政報告ということで報告をさせて頂く予定になっておりますので、あわせてよろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） それでは、付託議案一覧、本日、本委員会に付託を受けております案件は、付託議案一覧表に記載のとおりでございます。

これより議事に入ります。

それでは、本委員会に付託されました諸議案を一括上程致します。

それでは、理事者の方から各議案について一括で説明をお願い致します。

上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） 上下水道課では議案書と議案参考資料に基づきまして説明させていただきます。

公営企業、上下水道課の案件は、議案第44号損害賠償の額を定めることについてであります。

議案書7ページをお開きください。

今回の事故による相手に対しましての損害賠償額と相手でございます。

議案参考資料7ページをごらんください。

提案の要旨ですが、平成27年1月19日午後6時1分ごろ、竹原市新庄町国道2号路上において上下水道課職員が運転する公用車が赤信号で停止中であつた相手方車両と衝突し、相手方に損害を与えたという内容でございます。事故発生場所につきましては、次ページ、8ページに記載しております。また、車両の損害賠償につきましては、前回の6月議会において損害賠償額について示談が調い議決を頂いております。その後、人身部分におきまして相手方の治療が終了し、示談協議が調いましたので、今議会において損害賠償額の議決を頂くため上程させて頂いたものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ致します。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） それでは、続きまして総務課から順次説明させていただきます。

総務課の案件につきましては、議案第45号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に伴う条例、それから議案第48号再任用に関する条例、そして議案第49号個人情報保護条例の改正条例でございます。

それでは、こちらの方は議案参考資料を中心に説明させていただきます。

議案参考資料の9ページをお開きください。

こちらですが、竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案ということでございます。これに先立ちましてお手元にお配りしております資料をごらん頂けますでしょうか。マイナンバー制度が始まりますということで広報を行っております。ちょっとこちらの方で概要の説明をさせていただきます。

こちらのページの第3ページと4ページをお開きください。

こちらのページの下になりますけれども、まずマイナンバー制度の流れでございますが、下の段をごらんください。平成27年10月以降、住民票の住所に通知、こういう通知カードが10月5日以降、皆様の御家庭、全国民に発送されるという内容でございます。隣に行きまして28年1月、そこからマイナンバーの利用が始まります。マイナンバーの利用に関しましては、市内であるとか、あるいはそういった自治体間、自治体間はまだなんです、国の方での利用が始まるのとあわせて先ほど申しました通知カードにより個人番号カードの交換が行われるということでございます。

4ページに入りますけれども、さらに再来年の1月、1年2カ月先ですけれども、こちらの方で個人ごとのポータルサイト、マイナポータル運用を開始するというので、利用

状況が個人で確認できるということ、あわせてこちらの方では国の機関同士での情報連携が始まるということでございます。一番右側の平成29年7月につきましては、ここで初めて地方公共団体同士の連携が始まるという手順になっております。そのページの上の方になりますが、こちらの方にできる手続が書いてありますが、社会保障関係の手続、税務関係の手続、災害対策、そのようなものができるようになるということでございます。

それでは、議案参考資料の方にお戻りください。

この条例のまず提案の要旨のところでございますように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な規定を整備するものであるということでございます。行政の手続におけるというところの部分が、これがいわゆるマイナンバー法と言われております、という法律です。その2行目にありますように、個人番号の利用、個人番号というのがマイナンバー、個人番号の利用及び特定個人情報とありますが、特定とつきますと、これがマイナンバーを利用した個人情報という状況になっておりますので、よろしく願い致します。

それでは、提案の内容につきまして御説明申し上げます。

(1)と致しまして、個人番号の独自利用事務として次に掲げるものを定めるというものでございます。その説明の前ですが、この条例の立てりを若干説明させていただきます。マイナンバー法に伴いまして利用できる事務というのが約九十数件ございます。これについては法律で定めるものでございます。あわせて自治体同士であるとか、そういった団体間の連携、これも国の法律または国の省令等で定めることになっております。今回条例で扱いますのは竹原市独自で扱う特定個人情報、そして竹原市役所内での庁内連携ですね、こちらの連携について条例を定めるものでございます。

アの内容、提案2の提案の内容の1点目、これが先ほど申しましたが、法令、法律で定めのない部分のもので、竹原市独自で定めるもの、これを条例で規定するものであります。案件と致しましては、ア、イ、ウの3件でございますけれども、これは1点目が乳幼児等に対する支給、これ申し訳ございません、医療費というのが飛んでおりますが、医療費支給に関する事務、これが1点、そして重度障害者に対する医療費の支給に関する事務、3点目がひとり親家庭等の母または父及び児童等に対する医療費の支給に関する事務といったことで、この3点、福祉事務、医療と呼ばれてる部分でございます。

なお、竹原市独自の施策におきましては、この3つの事業につきましては、全国同じようにそれぞれの団体で条例を定めるという流れになっております。これが利用できる事務を定める部分でございます。

そして、(2)と(3)が庁内、竹原市役所内で連携ができるもの、例えば税情報を福祉の分野で使うといったものがこちらでございます。

まず、(2)の方が市が独自で定める、先ほど言いましたア、イ、ウの3点に関する部分を庁内で連携をしていこうという部分がこちらでございますが、1に掲げる事務を処理するために必要な限度で自らが保有する住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報等を引用することができるよう定めてあります。それが独自で定めたものの庁内連携が可能とする法律です。(3)でございますけれども、同じく庁内で利用するんですが、これはマイナンバー法で定めたものを庁内で利用するという内容でございます。3番は、法の規定により個人番号が付番される事務のうち自らが処理するものについて必要な限度で同法の規定により特定の個人情報を提供することができるものうち自らが保有する特定個人情報を利用することができるよう定めるといった内容でございます。(2)、(3)は庁内での連携です。

続いて、(4)でございますけれども、先ほど私、庁内での連携と申しました、これ庁内と言いましても同じ市長部局内の話でございました。今回は(4)につきましては市長部局と教育委員会との連携ということで、これは市長部局内での条例とは別に定めなければならないということで、こちらにございましたように市長または教育委員会は法の規定に合わせて市長が行う生活保護に関する事務または教育委員会が行う学校保健安全法に関する事務について住民票関係情報等を提供することができるよう定めるといった内容でございます。そういったものが竹原市独自の付番と、そして庁内での利用、連携に関するものでございます。

繰り返しになりますが、先ほど国であるとか国同士であるとか地方自治体同士であるものにつきましては、国の法律または国の省令等において定めるものでございますので、よろしくお願い致します。

竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案につきましては以上でございます。

続きまして、議案第48号でございますが、33ページをお開きください。

33ページでございますが、竹原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案

でございます。こちらの方は、マイナンバーとは関係ございませんけれども、文言整理といった条文の整理をさせて頂いています。

案の提案の要旨でございますが、地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法の一部が改正されたことに伴い、引用する法律等の題名及び条項を改正するものでありますという内容でございます。

こちらの次のページですね、新旧対照表をお開きください。34ページになります。こちらの方で御説明申し上げます。

竹原市職員の再任用に関する条例のうち文言整理を行います。こちらにございますように特定警察職員等の適用期日ということでございますが、先ほど申しましたように年金の一元化によりまして公務員の共済年金が民間の厚生年金に統合されるために新たにこれに関する事務につきまして厚生年金の規定が追加されるものでございます。地方公務員に係る年金事業の実施主体はこれまで同様共済組合が行いますが、当該事務を行う根拠法令が変わることとなるため整理を行うといったものでございます。

まず、こちらにございます特定警察職員等という内容でございます。この定義でございますが、警察官であるとか消防職員、こういったものが該当になります。竹原市においては現時点では該当はございません。ただ、制度上の可能性として今後対象者が生じることが考えられることから当該規定を設けるため今回整理を行うという内容でございます。

再任用条例の一部改正につきましては以上でございます。

続きまして、35ページをお開きください。

こちら、35ページ、議案第49号でございますが、竹原市個人情報保護条例の一部を改正する条例案です。これは先ほどの新条例の提案と同様、マイナンバーに関する規定でございます。この竹原市個人情報保護条例でございますが、行政機関が持つ個人情報の管理、保護に関する条例でございます。今回、かなり複雑な改正にはなっておりますが、この概要について大きく2点に分けられます。個人情報の目的外利用の制限が強化されます。これまでの個人情報と違いまして特定個人情報、先ほど申しましたようなマイナンバーを利用した個人情報について、その利用の制限が強化されます。こういったものが1点。

2点目と致しまして、今回はこの個人情報を利用される御本人さん、住民の皆様御本人様がこれまで個人情報を利用する場合には法定代理人、本人または法定代理人しか認められませんでした。今後はこの特定個人情報に関しましては任意の代理人、これが認めら

れるという状況になって、先ほどの利用制限が強化されることと相対するものでございますが、御本人様にとりましては利用しやすい状況になるという状況であるということでございます。

順次説明させていただきますが、提案の要旨でございますが、先ほど申しましたようにマイナンバー法の施行などに伴い特定個人情報の利用並びに開示及び訂正請求等に関し必要な規定を整理するものでございます。

改正の内容でございますが、特定個人情報の取り扱いに関して番号法の規定により読み替えて適用される行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律の規定を踏まえ次のように改正するといったものでございます。

(1) でございますけれども、これにつきましては、実施機関は、人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合で本人同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合を除き利用目的外の目的のために保有する特定個人情報を利用することができないよう定めるという条文のそのままを引用しておりますが、簡単に言いますと、または本人の同意を得ることが困難である場合は利用目的以外に利用できるということでございます。個人の財産の保護のためであれば利用できるという内容になっております。

(2) 番でございますけれども、開示、訂正及び利用停止に係る請求につきましては、本人及び法定代理人に加え任意の代理人においても請求ができると定めるというものでございます。

(3) これは文言の整理でございますけれども、情報の削除及び中止の請求というものがありませんでしたが、今後は請求の事由など利用の停止の請求に取りまとめて定めるといったものです。これは削除及び中止が利用停止という文言に改められるというものでございます。

(4) でございますけれども、特定情報提供等、記録について目的外の利用事案の移送及び利用停止請求を行うことができないと定める。これにつきましては、情報提供等の記録といいますのは特定個人情報、マイナンバーを含む個人情報の団体間で連携した履歴がシステム上履歴が残りますけれども、この履歴を目的外に利用してはならないであるとか、利用停止の請求等を行うことができないというふうに定めるものでございます。マイナンバーによる連携の履歴についての取り扱いが規定されたものでございます。

竹原市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては以上になります。

委員長（山元経穂君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 税務課でございます。

税務課は議案第46号市税条例の改正案件でございます。

平成27年度税制改正におきまして地方税の一部を改正する法律が成立したことによりまして条例の改正が必要となったものでございます。

今回は平成28年1月1日から施行のものと、平成28年4月1日から施行とされるものがございます。

それでは、内容につきまして御説明をさせていただきます。

改正でございますが、3点、主には3点ございます。

議案参考資料11ページと、別に配付しております資料で説明をさせていただきます。

1点目でございますが、地方税における猶予制度の見直しが行われたことによる改正でございます。

今回の改正は、昨年度に国税の猶予制度の見直しが行われたことに伴いまして同様の改正が地方税にも行われるというものでございます。改正された目的でございますが、納税者の負担軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が新たに創設されることになりました。それに伴いまして職権で行われています徴収猶予及び換価の猶予の見直しも行われ、申請の手续や納付の方法等を条例で定めることとなりました。具体的にはでございますが、アでございます。こちらは徴収猶予に係る納入方法につきましては、毎月の分割納付または分割納入を原則と定めております。換価の猶予に係る納付または納入の方法につきましても同様でございます。また、これまでの猶予制度では猶予を受ける金額が50万円を超える場合は担保が必要でございましたが、猶予を受ける金額が100万円を超え、かつ猶予を受ける期間が3カ月を超える場合につきまして担保が必要であることを改められております。

イ以下でございますが、こちらは手続についての定めでございます。イでは、申請による換価の猶予の申請期限を定めております。猶予を受ける税の納付期限から6カ月以内と定めております。申請が認められた場合は、1年以内の期限に限り、その納付すべき税につき滞納処分により財産の換価を猶予することとなります。

ウにつきましては、徴収猶予及び申請による換価の猶予を受ける場合には申請に必要な書類の提出が設けられております。提出した書類に不備あるいは記載漏れ等がある場合は、訂正ができる期間を20日と定めております。所定の期日までに書類の提出がない時は申請が取り下げられたものとして取り扱いますというものでございます。

エについてですが、こちらは徴収猶予及び申請による換価猶予について必要な申請書類を定めています。また、換価の猶予については、納付の方法だけではなく納期の変更や納付金額の変更などの点につきましても徴収猶予の規定を準用することと定めております。こちらは平成28年4月1日から施行でございます。

2点目でございます。2点目は番号法、マイナンバー法の施行に伴う見直しでございます。こちらは平成28年1月からマイナンバーが付番されることとなりますが、平成28年1月1日以後の市民税、固定資産税などの申告並びに減免申請などにつきまして、これまでは住所、氏名の記載となっておりますが、これに加えて個人番号または法人番号を記載して頂くよう改正をするものでございます。

3点目でございます。こちらは、たばこ税の税率の見直しによる改正でございます。たばこ税の特例税率が段階的に廃止されるというものでございます。内容と致しましては、旧三級品の製造たばこに係る特例税率の廃止でございます。旧三品ですが、こちらはエコー、わかば、ゴールデンバッド、しんせい、ウルマ、バイオレットの6品種でございます。この特例の措置の廃止は、平成28年4月1日から実施されますが、資料の方を見て頂きますと一気に値上げをするのではなく、お配りした資料のように年次ごとに引き上げていくということになります。平成31年度には一般のたばこと同率のたばこ税になるというものでございます。その他と致しまして、このたびの改正に伴います引用する条文や項ずれ、規定の名称の変更をするなど必要な整備を行っております。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは、9月定例会に上程致します議案第52号一般会計補正予算案につきまして補正予算書を使って御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

このたびの補正予算案の概要と致しましては、主に地方創生を先行的に進めていくために必要な予算や必要額以上に提示されました国庫支出金等を返還するための予算などを歳出予算に計上するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,971万5,000円を追加し、総額を131億9,275万3,000円とするもの、また債務負担行為の追加と地方債の変更を行う内容となっております。

補正予算の3ページをお開きください。

歳出の補正内容につきましては、総務費、民生費、農林水産業費、商工費の4款におきまして追加計上を行うものでございます。その個別の具体的な内容につきましては事項別

明細書で御説明を致しますので、12ページと13ページをお開きください。

まず、総務費、総務管理費、企画費におきまして地方創生に要する経費として3,240万円の追加計上を行うものでございます。その内容につきましては、3種類の委託事業の実施に必要な経費であります。これらは地方創生の取組を先行的に実施する自治体に対しまして国から交付される地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型交付金を財源として活用しようとするものでございます。したがって、地方版総合戦略にも記載し、今後5年間にわたって本市が地方創生として推進する施策の一助として実施をする予定のものでございます。

それぞれの内容につきまして簡単に御説明を申し上げます。

まず、外国人観光客誘致アクションプラン策定委託料でございます。こちらにつきましては、大久野島を訪れる外国人を対象としたアンケート、またフィールドワークを行うことなどを通じ外国人観光客の視点で本市の観光資源のブラッシュアップを図り、外国人観光客の周遊、滞在を促すための具体的な戦略を含んだ行動計画を策定するというものでございます。

次の農林水産物未来創造プラン策定委託料でございますが、こちらにつきましては担い手の減少や生産量の低下、所得の減少など多くの課題を抱え経営をしております本市の1次産業を活性化するため、農業、水産業などの実態調査や市場動向を踏まえ、専門家による地域ビジネスプランや生産者等に対する支援策の検討を行うなど販売の強化に向けた効果的なプラン策定を行うというものでございます。

続きまして、空家等対策計画策定調査委託料でございます。こちらにつきましては、人口減少などに伴い増加しております空き家につきまして物的状態の判断を行い、今後の対策を講じる計画を策定するため、市内にある空き家の実態調査を行うというものでございます。適切な管理が行われていない空き家増加によりまして衛生面や景観面などにおきまして地域住民の生活環境に深刻な影響を与えていると、そういった現状から、空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、地方自治体におきましては、その法律の趣旨にのっとった対策の実施が急務となっており、本市におきましても本年度から来年度にかけて取組を進めるということとしております。

以上、3事業の財源につきましては、さきに御説明をしたとおり国庫補助金を100%充当するというものでございます。

同じく総務費、総務管理費、諸費につきまして街路灯設置に要する経費として委託料及

びリース料合わせて851万円、また市税過年度償還金等に要する経費として過年度還付金350万9,000円の追加計上を行うものでございます。LED整備調査委託料につきましては、現在市内に約4,500基ございます街路灯、防犯灯のうち市及び自治会が管理している約2,200基のLED化を実施するいわゆるLED街路灯整備事業に着手するため現状把握に基づいた具体的な整備計画を含めた実施設計を行うというものでございます。当該事業の概要につきましては、策定した実施設計に基づきLED灯への改修をリース会社に発注をするものでございます。2月までに整備を完了し、3月からリース料が発生するものでございます。財源につきましては、一般社団法人低炭素社会創出促進協会からの補助金を800万円充当するものでございます。歳入費目は雑入としております。過年度還付金につきましては、7月に法人市民税の多額の還付金が発生したことにより年度末までに予算の不足が見込まれるため今後の過年度還付に備えて増額補正をするものでございます。財源につきましては一般財源でございます。

補正予算書14ページ、15ページをお開きください。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費につきまして、一般事務に要する経費として国・県支出金等返還金1,859万9,000円の追加計上を行うものでございます。平成26年度中に実施致しました福祉課が所管する各種事業に対しまして国や県等から概算交付された補助金や負担金等について精算を行った結果、返還が必要となったことから予算計上を行っているものでございます。返還の対象となった事業につきましては、臨時福祉給付金支給事業、障害サービス給付費支給事業、重度障害者医療費支給事業などが主なものでございます。財源につきましては、一般財源となっております。

同じく民生費、社会福祉費、国民年金費について、一般事務に要する経費として国民年金システム改修委託料94万円の追加計上を行うものでございます。国民年金保険料免除納付猶予申請書の様式が変更されたことに伴いまして、本市のシステム改修を行うものでございます。この申請書につきましては、本市窓口で受理し、所得情報を付して年金住所に送達を致しておりますが、これまで所得情報を申請書内にプリント出力をする様式でございましたのが、所得情報を別添として付する様式に変更となったということから必要な対応を行うものでございます。財源につきましては国庫委託金を100%充当するというものでございます。

補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費につきまして、一般事務に要する経費として国・

県支出金等返還金158万5,000円の追加計上を行うものでございます。こちらは、平成26年度中に実施致しました子ども福祉室が所管する各種事業に対しまして国や県等から概算交付された補助金や負担金等について精算を行いました結果、返還が必要となったことから予算計上を行うというものでございます。返還の対象となりました事業につきましては、子育て世帯臨時特例給付金支給事業、保育緊急確保事業、ひとり親家庭等医療費支給事業などが主なものでございます。財源につきましては一般財源となっております。

同じく民生費、児童福祉費の保育所費でございますが、保育所施設管理に要する経費と致しまして施設用備品購入費300万円の追加計上を行うというものでございます。こちらにつきましては、竹原西保育所の暖房設備が故障したことに伴いまして保育室等の3カ所にエアコン設置を行い、12月以降の寒い季節に備えようというものでございます。このたびのこうした対応に関しましては、暖房設備を修繕する方法やエアコン設置の方法など数種類の方法で検討した結果、中期的な燃料経費も含めてより費用対効果が高く最善と判断致しましたエアコン設置による方法で対応することとしたものでございます。財源につきましては一般財源でございます。

18ページ、19ページをお開きください。

民生費、生活保護費、生活保護総務費につきましては生活保護事務に要する経費として国・県支出金等返還金2,700万2,000円の追加計上を行うものでございます。こちらは平成26年度中に実施致しました生活保護支給事業に対しまして国から概算交付された負担金が精算を行った結果、返還が必要となったということから予算計上を行うものでございます。財源につきましては一般財源でございます。

続きまして、補正予算書の20ページ、21ページをお開きください。

農林水産業費、農業費、農業振興費でございますが、農業振興対策に要する経費として青年等就農給付金及び機構集積協力金合わせて265万円の追加計上を行うというものでございます。

まず、青年等就農給付金につきましては、青年等就農計画の認定申請中の45歳未満の新規就農者2名に対しまして経営リスクの軽減を図るため給付金を支給するというものでございます。給付額につきましては、上限が年間150万円の交付単価となっており、このたびの支給予定額につきましては1名分として150万円、もう一名が半年分として75万円、合わせて225万円を見込んでおります。機構集積協力金につきましては、農地

中間管理機構が農地を個人や地域から借り受け、その借り受けた農地を受け手に貸し付けた場合に借り受けた農地の所有者である個人や地域に対しまして協力金を支払うという制度でございます。給付額につきましては2種類ございます。1つは交付単価が借り受け面積10アール当たり2万円の耕作者集積協力金というものでございますが、こちらにつきまして50アール分の10万円、もう一つにつきましては交付単価が借り受け面積0.5ヘクタール以下の場合、1戸当たり30万円の経営転換協力金というものでございますが、そちらが一方の30万円、さきの10万円と30万円合わせて40万円を見込んでおります。これらの事業につきましては、未利用の農地を借り受け、農地利用希望者に貸し付ける、つまり担い手への農地集積、集約化を行うことで生産コストの削減が図られ、もって農家の生産を高め、競争性を強化していくというものを目的とするものでございます。財源につきましては県補助金を100%充当するものでございます。

続きまして、補正予算書の22ページ、23ページをお開きください。

農林水産業費の林業費、林業振興費につきまして鳥獣被害対策に要する経費として管理用備品購入費110万円の追加計上を行うものでございます。こちらにつきましては、本市が鳥獣被害対策実施隊に要請して行っております有害鳥獣の捕獲活動時におきまして隊員が利用するアマチュア無線が電波法に違反するという恐れがあるということから、合法となるデジタル無線機を購入し隊員に貸与することで法令遵守に基づいた安全な捕獲活動の環境を整備するというものでございます。実施隊員数21名に対しまして出動時の人員人数を勘案し14台を購入することとしており、隊員間で融通しながら利用するというものでございます。財源につきましては一般財源でございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

商工費、商工費、消費対策費につきましてでございます。地域消費促進事業に要する経費として地域電子マネー使用環境整備補助金42万円の追加計上を行うものでございます。広島県が発行致します電子マネー方式プレミアム付き商品券に対応するために必要な設置を行う商店街等に対しまして設置費の3分の2、上限で6万円の補助を行うというものでございます。市の方で意向調査を行った結果、フジ竹原店テナント会と竹原駅前商店街振興組合の2商店街等の7店舗が本事業に参加することとなり、それぞれ上限6万円の交付を見込んでいるものでございます。財源につきましては県補助金を100%充当するものでございます。

以上が歳出予算でございます。

歳入予算の説明をさせていただきますので、10ページ、11ページをお開きください。

先ほど歳出の説明にあわせて特定財源等についての説明を致しましたので、その他説明が必要なもののみ御説明をさせていただきます。

市債につきまして補正をさせて頂いています。こちらにつきましては、臨時財政対策債の発行可能額が確定致しましたので、417万2,000円の追加計上を行うものでございます。例年臨財債等の補正予算につきましては例年3月定例会の方で行っていましたが、今年度は資金不足を補うということから、早期に借り入れができるようにということで早目に補正予算の計上を行わせて頂くというものでございます。最終的に前年度繰越金を5,113万3,000円を計上致しまして収支の均衡を図っております。

続きまして、4ページです、にちょっと戻って頂くんですが、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の補正につきましては、街路灯の設置に要する経費、具体的にはLED照明に対するリース料と致しまして期間を平成27年度から平成37年度、6,150万円を限度額として追加しております。

続きまして、5ページでございます。地方債の補正でございますが、先ほども説明致しました歳入予算の市債の補正に合わせて地方債の変更を行うものでございます。

以上で一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

それでは、順次議案に対して質疑に入っております。

まず最初に、議案第44号損害賠償の額を定めることについての質疑をお願い致します。

ございませんか。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） この人的損害の内訳、慰謝料、治療費、交通費、文書費用等々、それと参照法令のところで、要は使用者責任だけが載ってますけれども、本来は709条、不法行為がまずあって賠償行為が発生するというもので、709条が先に来るべきだと参照法令に不法行為がなければ賠償行為も発生しないと思いますが。この辺いかがでしょうか。

委員長（山元経穂君） 上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） 先ほど委員さんから質問ございました。まず最初に、賠償額の内訳であったと思います。まず最初に、治療費に係るものが医療機関への支払いとな

っております， 38万451円でございます。次に，慰謝料に係るものにつきまして57万9,600円，休業補償，その他に係るもの12万7,923円，イコール損害賠償額合計108万7,974円となっております。

委員長（山元経穂君） 公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） 参考資料の中の7ページ，記載させて頂いております。今回損害賠償額の額を定めることについての中で，今委員御指摘の2項で参照法令でこちらの方を記載させて頂いております。本来は議案を上程するもとの根拠法令としては2番目に掲げております地方自治法96条，これに基づきまして今回議会の方へ上程させてもらってるということに，さらに参考となる法令ということでつけさせて頂いております。確かに委員御指摘のとおり，この民法の715条というのは，その前段の709条に基づいて，それに関連づけられて715条ということで載せさせてもらってるんですけども，一応これはもう参照法令ということで，この今回議案として上げさせてもらう最終的に調整する規定がある部分だけを載せさせて頂いております。それは，こちらの方の配慮が足らなかったかもしれません。そこはお許してください。よろしく申し上げます。

委員長（山元経穂君） 竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） わかりました。

それと，これ慰謝料についてなんですけど，これ日数がなければ私も計算できません。何日間の対象になつとるのか，事故日から完治日までの通院事故期間と，それと何日通われたのか，何日通院されたのか，それがわかれば，すぐ計算できます。

委員長（山元経穂君） 上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） 委員さんから御質問ありました通院日時とか事故発生日から何日間通院されたかという御質問だったと思います。1月19日から6月29日までの8回通院されております。その合計が38万451円となっております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） これ8日間しかされてない。

委員長（山元経穂君） 上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） 済みません，間違えました。日数的には，間違えました。1月19日から1月26日までに8日，1月24日から1月24日，1日，1月27日から31日までが5日，2月1日から2月28日までが28日，3月1日から3月31日ま

で31日、4月1日から4月30日までの30日、5月1日から5月31日までの31日、6月1日から6月29日までが25日、合わせまして169日でございます。訂正します。

委員長（山元経穂君） 竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） わかりました。大体そうですね。了解しました。

委員長（山元経穂君） ほかにこの案件について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では次に、議案第45号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案について質疑を行います。

それでは、質疑をお願い致します。

ございませんか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第9条の2で地方公共団体の長、その他の執行機関が福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税または防災に関する事務、その他にこれらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるというふうに9条の2で規定をされています。ここで言う条例で定める事務というのは、乳幼児等に対する医療費、それから重度障害者に対する医療費、ひとり親家庭等の母または父及び児童等に対する医療費、この3つに限定されてるというふうに考えていいですね、それだけでいいです。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） そうですね。先ほどの質問におきましては以上なんですけど、ちょっとわかりやすい表がございますので、提出予定議案の方をお開き頂けますでしょうか。提出予定議案ですと、その中の別表をお開き頂ければと思うんですけども、11ページ、提出予定議案の11ページですね、11ページの別表がございます。こちらの方の別表のうち第4条関係別表1に3点ございますが、乳幼児、重度、ひとり親というふうにあります。さらにその下の別表2をごらん頂きたいんですが、それぞれ中欄に先ほどの3点がありますが、この一番右の欄にこれに利用する特定個人情報というのが定められています。そちらの方で言えば、まず最初に乳児医療に関する分につきましては、まず住

民基本台帳法に定める住民カード、そして地方税法に定めるもの、次のページに行きまして国民健康保険法に定めるもの、以下、生活保護法とか、そういったものが定めてあります。それにつきまして相互に利用できるというふうな条例を定めています。

以上です。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） それで、今御答弁にありましたように住民票関係情報、それから地方税関係情報、医療保険給付関係情報、それから生活保護関係情報等を利用するというふうに書かれていますね。そこで、必要な限度でできるというふうに書かれている、必要な限度というのはどういうふうに理解したらええですか。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） これは、法律のたてりの話だと思うんですよ。総括的な規定ですので、そういったものでありますので、1点はまず業務の範囲内でなければならないということ、そして取扱者は厳選されるということですが、特にその原理についてあるというものではなく、理念的なものであると考えております。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） それとの関連性ですけども、度々、必要な限度が定められている。例えば当該法律の規定により個人番号が付番される事務のうち自らが処理するものについて必要な限度で同法の規定により特定個人情報を提供することができるもののうち自らが保有する特定個人情報を利用することができるよう定めるほか、あるいはここでは法律においても条例において必要な限度でいう文言がたくさん出てくるんですね。その必要な限度を超える場合というのはどういうふうなことを想定されているのか、そこを。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 先ほど申しましたように総則的な規定であるということで、ちょっと理念の部分が強いとは思いますが、あえて言うならば業務を超えてということになると思います。こういった形で、例えば福祉分野に使うものというふうになると、例えば税情報でありますと所得と把握するためにこれまでは本人が添付書類を提出するか、そういったものがあつたんですが、それが本人及び所得を限定するものであるとか、それ以上の所得証明なんかにはそれ以上のものは入っていないとは思いますが、その所得に関する部分と福祉の各種手当、こういったものでリンクするもの以外に使ってはならないということなんで、これ大変申し訳ない例示することができないんですが、ちょっと先ほ

ど申しましたように総則的な規定であるとか理念的な規定であるとか、そういったものであるのではないかと考えております。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 例えば確かにそういうふうに総則的な規定で規定されてあるわけですけど、そういうことで運用され始めて、例えば必要な限度を超えるリンクとかね、必要な限度を超えるということの場合、例えば今お話があった例えばそのやろうとする3つの事業、乳幼児あるいは重度障害者、ひとり親家庭、母または父に対する医療費の支給で、この医療費の支給という事務を超えたら、これはもうやっぱり違いますよねということになるんですか、ならないんですかということ。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） それは御質問にありますとおり、それは超えての使用はできません。そういうものになります。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） したがって、この条例案が出されて極めて限定的な範囲で使用できるものですよということですよ。だから、マイナンバーが無制限に使われるということがあってはいけません。したがって、明らかにその3つのことに使いますよということが非常にはっきり条例で定められているというふうに理解すればいいわけですね。

もう一点、第19条の9の関連で、地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関にその事務を処理することに必要な限度で特定個人情報を提供する時というこの適用の範囲ですね、これについては、令で市長が行う生活保護法に関する事務または教育委員会が行う学校保健安全法に関する事務、この2つの事務がこれに該当するというふうに読めばいいんですか。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） まず、今回の内容なんですけれども、部局間の連携というものは法律で定められてないんですね。マイナンバー法につきましては、団体間であるとか国と国との自治体の方は定められておるんですが、各自治体同士であるとか、そういったものは定められてないので、それぞれの団体で条例を定めなければならないという状況でございます。先ほど御質問にありました市長部局と教育委員会との情報連携につきましては、市の条例で定めるものについてはこれでございます、これ1点です。ただし、付番に関しまして国で定めるものも先ほど申しました今現在96ぐらいだったと思うんですがあ

りますので、これについては、もう既に法律で定められているので、条例では定められませんが、連携につきましては、今回この条例で定める内容になっています。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） そういう意味でこの議論の一つの前提としてのマイナンバー法というのがある訳ですよ。そのマイナンバー法で定められたもののうち、例えば今90何項目、96にわたってありますよ。その資料はちょっとこの中に入らないですよ。だから、その96は、国がもう既に定めておられるので、その国の定めに従って地方自治体はそれを利用する以外はないですよということです。例えばそういう中に地方自治体として非常に重要なものはこれこれですよ今の時点で言えますかという話なんですけど、それを聞きます。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 重要なものと御質問ございましたけれども、もうこれにつきましては、社会保障と税、災害対応ということ、これに関するものですので、そこに優先的な順位はないものと思われませんが、この3点ですね、これを超えるものは今回マイナンバーについては利用しないということになっております。したがって、こちらにあります96につきましては、現時点では国の方で定められた優先順位から選ぶことです。ただ、この件数は常に変動しております。当初認められとつても国の方で削除されてあったり、今後についてはどんどん増えていく件数だと思うんですが、将来にわたっていろんな利用方法ございますので、それについては今後国の方で定められていくという内容でございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 先ほどというか配付されたこのマイナンバー制度が始まりますというこの参考の資料で見ますと、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されて、それから平成29年1月から個人ごとのポータルサイトの運用が開始されると。この28年1月にマイナンバーの制度が利用開始されて、29年1月に、要するに自分の情報がどのように使われたかという情報が1年遅れで開示されるということに何か意味があるん、これ国に聞かにかいかん話かもわからんけども、そういう部分は、つまりこのマイナンバー制度というものが非常にわかりにくいというのは、今90何項目と言われて、その中身が明示されていないわけですよ。だから、国民からすると、このマイナンバー制度というのが具体的にどのように我々自身に関わってくるのかというのが非常にわかりにくいです

ね。そこで、一つの例示として利用開始は28年1月だけど、自分のその情報がどのように使われたかというのを検索することができるのは29年1月ということにこれはなってるんですかという意味での質問なんです。それは把握されていますか。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 御質問のとおりであります。28年1月からそれぞれ、この10月5日から送られてくる個人の通知カードですね、これを市役所の窓口で引きかえという形でカードが交付されるのが28年1月、まずこれが1点と、28年1月からは、先ほど申しましたように竹原市役所内での各部署間の連携が始まります、この開始、ですから今度の1月にはこの2点が大きく変わる点、始まる点でございます。先ほどのこの表にあります29年1月、さらに14カ月前の1月ですが、ここでそれぞれ確認できるマイナポータルの開設ですけれども、ここがどういったものを示すかといいますと、個人情報に関しまして国同士であるとか、そういったところで連携が始まる、ですからそれぞれの役場ではなく税務署から別の機関だとか、そういったところに行くのがこの29年1月です。ここで情報の連携、庁外へ初めて出ていくというところがありますので、そこにあわせてマイナポータルを開設されたということ、そして各個人が自分の情報がどちらからどちらへ移動したか、そうしたものを確認できるように設定されているものです。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） そうすると、例えば竹原市が旧来的に管理をする情報に関しての今のように住民の方側から自分の情報がどういうふうにご利用されたかということについては、これに関わりなく、その運用が開始されたら見るということですか。そこらあたり。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） そのとおりでございます。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、次の議案に移ります。

順番であれば税条例ですが、総務の点からいきたいと思いますので、次に議案第48号竹原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案について質疑をお願い致したいと思います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では次、議案第49号竹原市個人情報保護条例の一部を改正する条例案についての質疑をお願い致したいと思えます。

質疑をお願い致します。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） この中で第7条の2ですね、第7条の2に実施機関は利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならないというふうに書いていますね。2で、前項の規定に関わらず実施機関は人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である時は利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって本人または第三者の権利、利益を不当に侵害する恐れがあると認める時は、この限りではないという規定が書かれております。これ非常に読みにくいとか理解しにくい文章になってるんですけども、もう少しわかりやすく言うと、例えばこの生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である時はという、これは具体的にどういうことを指しているのかというのが1つですね。

それから、利用目的以外の目的のためにというのは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができるというふうに書いてるこのできるの場合、具体的にどのような場合を指すのか、この2つについて教えてください。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） まず、1点目でございますが、確かに大変わかりにくい表現になっております。ちょっと読ませて頂きます。必要である場合で、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合を除き利用することができないとなっております。これちょっと言いかえますと、このようになります。本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合は利用目的以外に利用できる。本人の同意があった場合または困難である場合は利用目的以外に使えるということです。例えば本人の同意がありというのは、これは通常のパターンですけれども、本人の同意を得ることが困難である場合、これは、例えば意識不明の状態であるとか、意思表示ができない状態、こういった場合である場合に限りというものでございますが、後の人の生命、身体、財産の保護で必要である場合というのは、これは特に何を指すというものではございません。だから、

先ほどもちょっと触れましたが総則的な規定であるので、これについては一般的なものとして解釈して頂ければいいと思うんですけれども、例えば有事であるとか、そういった感じ、大災害であるとか、そういった場合、本人の同意を待っている時間がない、あるいは本人の同意を得ることが不可能である場合はそちらの方を優先していくといったものでございます。利用目的以外、これは利用目的以外、大変難しい定義なんですけれども、簡単に言いますと、例えば税情報に関しては税の目的以外には使うことができないというものでございます。ただし、先ほど冒頭でこの政府公報で御説明申し上げましたが、社会保障、それから市税、それから災害対応になります。本人さんの意思が確認できない場合であっても、例えば災害の例えば災害台帳であるとか、災害に対する支援の給付の場合が考えられます。本人さんが意思の表明はできなくとも災害支援に関する給付、支援こういったものが行うというものが前提となっておると考えております。

以上です。

委員長（山元経徳君） よろしいですか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） それで、その7条の3で実施機関は番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き特定個人情報を提供してはならないというふうに書いてますね。この番号法第19条各号のいずれかに該当するという19条各号というのはどこかに記載されてます。

委員長（山元経徳君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 大変申し訳ございません。19条については、こちらの今回の資料にはございませんが、19条につきましてこの各号のいずれかに該当する場合を除くというのをちょっと紹介させていただきます。提供してはならないの中で、本人もしくはその代理人と、または事務実施者が事務処理をする、ですから本人か先ほど申しましたように任意の代理人でも結構です。そして、個人番号関係事務実施者、これは我々事務職員です、こういった者が、この場合、これを除いては提供してはならない、これこういったものはいいですよという、そういった流れの中で可能な場合、提供してもいい者が19条に定められておりますが、ですから本人と事務従事者、そして機構です、機構というのが地方公共団体情報システム機構と申しまして、この今回のシステムの全体を統括する総務省の外郭団体なんですけれども、今回のセキュリティー対策、そういったものを担っている、こちらの方については機構が利用する場合というのはOKでございます。

それと、個人情報取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の継承に伴い特定個人情報を提供するとき、委託ですね、例えば指定管理者、そういったものは可能であるという状況になります。ただ、指定管理者のように行政処分で公的な機関としては設立されたものはよろしいんですが、単なる事務の委託、こういったものの行政に関しましてダメということになっております。これは住民基本台帳法の政令で定めるものを提供するちょっと内容はわかりませんが、そのようなものがあると考えております。そういったもので各項目で第14条まで定められております。

以上です。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では次に、税務課の案件に戻りたいと思います。

議案第46号竹原市税条例の一部を改正する条例案について質疑を行います。

質疑をお願い致します。

北元委員。

委員（北元 豊君） ちょっと確認させてください。まず、医療制度でアというところで100万円、3カ月を超えるという中で、15ページに第9条第6で掲げとるのが100万円を超え、かつ、猶予期間が3カ月を超える場合ということで、担保の系統といいますか、種類、数量、価額というのが掲げられております。その中でこれが出ることによってどう変わってくるのか、あるいは例えばこの改正によって対応的にどう変わってくるのかというのをちょっと確認したい。

委員長（山元経穂君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 担保でございますけれども、担保の数量とかというのは、例えば自動車ですとか、そういったものの数量ですね、担保の種類もいろいろございますので、そういう数量ということと、どう変わるかといいますと、猶予50万円が100万円になるということは、今までは50万円予算だったんですが、100万円まで上がるということは、それだけ広がる、担保を出さなくてもいいという枠が広がるということと、それから割と今度は申請の、今までは職権による行政の職員による裁量によって処分をしていたんですが、これがちょっと待ってくれと、今苦しいということになれば、例えば納税者が自らが申請をして、簡単に言うと、ちょっと待ってください、今これを換価されると

商売が全然できないんだと、そういうふうにかなり緩やかなという。

委員長（山元経穂君） 北元委員。

委員（北元 豊君） けど、これが悪用といたしますか、こういうことに緩やかになったことによって、例えば猶予的な金額がしっかり計算されて行われたものがどんだんどんどん変わってくる、あるいは変化してくることによって、例えば税徴収の金額が変わってくる、あるいはそれがより滞納に結びついてくるといようなことが起こり得るじゃろうという思いがしとるんですが、その点についてはどうでしょう。

委員長（山元経穂君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） この制度は納税をしやすくする制度でございますので、やはり納税の意思がある、誠実に払いますと、今は一時的に払うお金がないということで少し待ってくださいという方が対象ですので、悪意があってやられることは、またこちらの行政側の職権によりましていろんなものを調査を致しまして、こちら、例えば差し押さえができるものがあれば積極的に差し押さえをして担保して、そういう申請で認められた場合に取り消しの許可証というのも出しますので、やはりそこは厳正に対応していけるものだというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） 委員、よろしいですか。

ほかに質疑。

脇本委員。

委員（脇本茂紀君） マイナンバーとの関係で市民税及び入湯税に係る特別徴収義務の申告並びに市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免申請に当たり、必ず法人番号もしくは個人番号を記載しなければならない、記載を必要というふうに書いてありますね。これ、結局マイナンバーを記載する必要がある人というのは必ずマイナンバーを取得しなくてはならないということなんですか。マイナンバーを例えば取得されない方に対してはどういうふうな。

委員長（山元経穂君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 取得されない方も個人的にはいらっしゃるかもしれませんが、その場合は、これまでどおり住所、氏名を書いて頂く、わかる方は御自分でこれが強制今のところは。

委員（脇本茂紀君） わかりました。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、続きまして議案第52号平成27年度竹原市一般会計補正予算（第2号）についての質疑をお願い致します。

質疑をお願い致します。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） この地方創生に関する経費ですよね。例えば外国人観光客誘致アクションプラン策定委託料800万円、それから農林水産物未来創造プラン策定委託料1,440万円、空家等対策調査委託料1,000万円、それからLED整備調査委託料800万円というふうにそれぞれ800万円から1,500万円ぐらいのお金が実際に委託料として出されるわけですね。これは一体こういう委託を受ける方というのはどんな方なんですかというか、こういう委託をされるのはどういう範囲のどういういわばどういう性質を持つどういう団体にその委託料が支払われるのか、その点が、例えば市の職員がやってもいいじゃないかという、一つの例としてね、ある場合もあると思うんですよ。しかし、それをいわば委託してしまうということの意味はどういう意味なのかということなんです。それから、LED調査委託料の話は、例えば庁舎委託料は800万円だけど、さっきの話で言うとリース料がいわばあらかじめその中には含まれてて、一定の特定の業者じゃないとLEDの調査委託を受けられないんじゃないかというふうな気がするわけです。つまりリースと調査委託料が一体化されてるのかなという気がするんで、そういう意味でどうもこれらの事業、いずれも委託料として処理をされる地方創生の事業というのはどういう意味を持っているのかということなんです。その点についてお伺いします。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、観光の関係、また農林の関係の委託につきましては、またあと空き家の部分につきましては、まずなぜ委託をしていくのかという部分でございます。これにつきましては、やはり地方創生をしていく中で専門家の見地を活用しながらやっていくということが重要なんだろうと思っております。これは、地方創生の理論の中にございますけれども、いろんな方々、専門家の意見を聞いて制約をつくっていく、また行政職員自体にそういう専門的な見地がない、そういう分野も多々あるかと思えます。例えば農林分野、例えば観光分野につきましても、例えば観光事業者から成るそういう例えば外国人の情報、外国人の観光客の情報を持っていらっしゃる方、こういう団体に対して委託をするものであるものと考えておりますし、また農業の分野につきましても経

営市場調査の観点から、その見地を持っていらっしゃる団体に対して委託をするものと考えております。ですので、その見地を持っていない知識、ノウハウを補うという意味で委託をさせて頂くものと考えております。

また、LEDの部分につきましては、これは少し内容が民生産業部分です。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） LED街灯整備事業の全体像でございます。このたびの補正予算に上げておりますのが計画調査業務の800万円と、あと一カ月分のリース料となっております。この計画策定というものが、現在ある先ほども御説明致しましたように市内に4,500基あり、その内LED化されてない部分、それをもう全てリースでLED化していこうというもので、そうすることによって現在の自治体が抱えている電気代の負担ですとか街路灯の管理費、そういった財政負担を軽減させるということと、あわせてLED化されることで二酸化炭素排出量の削減を図るというものでございます。それで、このたびの計画がリース業者に発注するための仕様書となるようなものということで、この調査会社とリース会社とはまた別個で取り扱いするといいますかね、この中でも調査業務に関しては調査業務の業者を選定する、その仕様書に基づいてまた違う業者にリース契約をする、そういったものでございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 前々からこういうプランの委託は、専門的な見地を要すると、その専門的な見地を要するコンサルタントに多分委託されるんでしょうけども、例えば専門的な見地を有する人たちが例えばたくさんの市町もこういうコンサルを入れていくと、ほぼ同様のプランが出てきて、ある意味竹原の独自性というかアイデンティティーみたいなものを担保する、そのことが非常に重要なんだけど、何か今までも結局国が地方創生でやるよと、その枠の中にとにかくおさまらなければどうにもならんから、とにかく今回は一定のその枠の中におさまるようなものを想定して出しますよと。しかし、結果としてそうなる全国一律同じようなものができてしまって、個々のまちの独自性は発揮されない。そうなる、ここに出されるような例えば観光客誘致アクションプランにしても、それから農林水産物未来創造プランにしても、やっぱり竹原市の独自性やアイデンティティーを確保する、そういう仕様をつくらないといかんと思うんですよ。何か結局は冊子ができてそれが戸棚に納まったらおしまいみたいにならんようにするために、例えばこの1,420万円なり800万円という策定委託料が実際の将来の事業に具体的につながるようなこ

とを指示しないと、そういうことになるという傾向が今まででもあったんで、特にこの空き家対策もそうですよね、空き家対策にしても、例えばそれから何を導き出すのかという竹原市の方針がはっきりしないと、単なる調査で終わってしまうというふうなことも想定をされますよね。だから、そういう意味でこういう委託料を組む場合に、やっぱりこれ経営企画ですか、2つはね、違うんか、そういう委託料を組む場合に、竹原市としてはこれをどういう目的でどういうことのためにこういう委託料を組むんですよということが提示をされるという必要がある。例えば予算にしてもこの予算にのせる場合も、やっぱりそういうことが経費削減、そうか、そういうことならみんないいよねというふうになるような提示の仕方をお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、LEDと空き家対策に関して、私は思うんですけども、まずLEDの現状を、ある意味で的確につかんでいるのは自治会長さんであったり、そういうことを実際に日常的に管理されてる方々だと思うんですね。そこにはいろんな不満や意見がある訳だけど、しかしそういう実情をしっかりと踏まえた上で今後のLEDにつながっていかないといけないと思うんです。そこらが平生は協働のまちづくりと言いながら、やっぱり例えばこういうふうな時に協働のまちづくりのシステムや自治会というシステムを、やっぱり有効に活用して実態調査をやるということよね。だから、これコンサルに丸投げした場合どうなるか、ということなんですよ。だから、そういうことをしっかりとってくれるようにコンサルにもお願いしないと、やっぱり地域の実態に合わない計画策定になってしまうんじゃないか。そういう意味でせっかくつくった組織といいますか、行政の側がつくった協働のまちづくりというふうな組織をこういう機会に有効に活用するように、これらをね、これらの調査あるいはこれらの施策をつくる際にそういう声を吸収するような仕組みを是非つくって頂いて、いわばこういう基本計画の策定が要するに竹原市民の世論をつくることにもつながりますというふうな、要するに1,000万円なり800万円の活用の仕方について、是非考慮してこの財政執行を行って頂きたいというふうに思いますが、御見解を。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 今、脇本委員の方からおっしゃって頂きましたまず地方創生の部分については、国の交付金が先行型という名称がついているだけであって、今現在の人口ビジョンと地方版総合戦略、これを10月末までに策定をする前提で先行型の交付金がおりてくるという部分で、その総合戦略をお見せできない部分では、ちょっと説明が不十

分かなというふうには思っておりますけども、その総合戦略の中にはひと・まち・しごと各分野のこことここを重点的にやっていきますよというくだりがあって、その中のこの事業もその計画の中には含まれてくるということでの御理解をまず頂いて、その中で先行型というだけあって27年度中に一定の成果として残さなければいけないということで、ある意味3本の事業については地元の実態を正確につかんで28年度以降の事業にそのデータをうまく使っていこうというための、それぞれ違いますけども、いろいろある、そういう基礎調査をもう一度しっかりやるという意味合いの委託ということで御理解ください。LEDにつきましては、今自治会のこと、おっしゃるとおりだと思ひまして、ここについては今回2千数基のLED化されてない街路灯、これは公共のものもあります、自治会のものもある。これも一緒にやる方がスケールメリットがあるからということで、この2千数基のまず実態、まず把握をして、その後、いっさんきに改修するということになる、やはり財政出動もかなり要りますので、ここについてはリース方式ということで、自治会と公共と一緒に工事をしようじゃないかということでリース方式を導入する。ですから、リース方式を導入する際に、実際の街灯の取替工事というのはできるだけ市内の業者に発注できるようにこういう2層建てにしているということで御理解を頂ければというふうに思っています。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 脇本委員からほぼ出尽くした感もあるんですが、やはり私も委託料というところで非常に気になっておりました。地方創生の方に関して外国人観光客誘致アクションプラン策定、農林水産物未来創造プラン策定とかということに関しては、専門性の強い有効的なそういったプランの策定といったようなものが必要になってくるだろうと思います。説明の中にもありましたように大久野島への外国人へのアンケート等ありますように、やはりこういったものだけでなく、もっと広くいろんな情報を集めるすべを持っているのがそういったような専門業者だと思いますので、広く安価にできる方法というものがあるかと思ひますので、先ほどのLEDもそうですけど、少し調査こちら違いますけど、有効的なもので、なおかつそのものがすぐに活用できるようなプランといったようなものも出して頂きたいと思ひますし、そういったような成果が求められるそれらの業

者の選定というものに注力をして頂きたいと思います。で考えても、やはりLEDに関しては800万円も必要なのかなといったような思いもあります。ただ、数2, 200基とあるということですので、それぞれの状況の把握といったようなのも必要かとは思いますが、脇本委員からもありましたように、状況は各それぞれの自治会であるとか、あそこの街灯がどうだというのは、結構もうデータとして持っておられると思うんで、先ほどもこちらに関しては歳入の方も二酸化炭素の排出抑制というところもあるんでしょうけど、補助金ありきということではなくて実情に合った、それが市民サービスにすぐに還元できるような形でのしっかりとした選定調査といったようなところでの業者の選定もあわせてお願いをしたいと思います。

あとは電子マネー方式のプレミアム付き商品券ということですが、済みません、こちら私の勉強不足ではあるんですが、もう一度、これはまだ実施されて、もう導入されているものではないんでしょうか。ちょっとこちらのものについて説明を頂いたらと思います。

以上です。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） それじゃ、2つ目に質問頂きました電子マネー方式プレミアム付き商品券の件でございますが、本市においても今年の3月に定例会の追加補正、国の経済対策の補正予算に合わせて追加補正を計上し、この春には、夏前でしたかね、プレミアム付き商品券を発行致したわけでございます。その補助として出したわけでございますが、それと同じ財源を活用して、広島県の方は広島銀行の方と提携をして電子マネー方式でプレミアム付き商品券を発行するという、そういった事業に関するものでございます。こちらの事業につきましては、1人当たり5万円でプレミアム率が25%ということで、事業の総額が8億円ということ、また商品券を発行総額は40億円、そういったことが、そういった制度設計となっています。利用期間につきましては、ごめんなさい、この電子マネーつきの商品券の申し込みについては9月末までで、広島銀行の口座がある人のみ申し込みができる、その利用期間については平成27年11月中旬から2月の末まで、このプレミアム付商品券のこの発行期間が終わったと致しましても、この電子マネー方式としてそのカードは利用できる。今回広島県からやったこの事業目的としては、この電子マネーの使用環境を構築して一過性の取組には終わらせないようにするというもの、またカード決済の使用環境の拡充整備をもって外国人観光客等の利便性向上を図る、また地域における消費の資金循環のプラットフォームを行い、地域経済を活性化すると、そういった目的

で行われるものというものでございます。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 前段の委託金の関係の補正予算で、まずLEDは繰り返しにはなるんですけれども、LED化されてないいわゆる蛍光灯等の街灯を全てLED化にする工事をするための設計といいますか仕様書をつくるための実地調査ということで、まずその800万円で二千数基の蛍光灯等の街灯の取替工事に係る費用等を積算する調査というふうに御理解を頂ければと思います。地方創生がらみについては、先ほど協本委員の時にも説明申し上げましたように、今地方版総合戦略をまとめておりますので、その部分とリンクするような形で今回補正予算を上げさせて頂いたということで、補正予算だけが先行してるということで大変わかりづらい部分あるかと思いますが、「ひと」と「まち」と「しごと」という部分で申しますと、空き家の調査も「まち」、住環境の整備ということでリンクしていきます。観光についても農林水産業のそういう基礎調査をしっかりとやった上で次の事業につなげるということであれば「ひと」であったり「しごと」につながるということで御理解を頂ければというふうに思います。どうぞよろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） ありがとうございます。地方創生の方は、はい、わかりましたが、やはり大きい金額が調査ということでかかりますので、それらが有効に活用されるようによろしくお願い致します。

先ほどの電子マネー方式のプレミアムの方ですが、これも電子マネーというのが本当に印刷物も要らなくなったりですとか、実際であれば紙ベースの今回のたけはらのプレミアム商品券の方も期間等の問題もいろいろありましたけど、今後はこういったようなことが今後の大きな商品の購入ですとか地域での商品の購入、消費経済の拡大といったようなところに若い人たちも含めて広く浸透していくきっかけになるんであると思うしております。ただ、全てがそういったような電子マネーということではなくて、アナログな部分も今の時代ですから必要になってこようと思いますので、そういったところもあわせて、このプレミアム率が25%ということで、かなりのプレミアム率ではありますけど、このものが電子マネーを利用する方には非常にメリットはあろうかと思えますし、今後今の現状年配の方もスマホも利用してとことかということもあるんですけど、逆に電子決済ということになってくると非常に操作方法の誤りであるとか、そういった誤操作による本人の思いと

は違うような入金というか送金，そういうようなこともあろうかと思しますので，こういうような電子マネー方式導入ということであれば，竹原の方でも7店舗が導入されるということなんで，実際に問題点であるとか，そういうのは随時吸い上げて情報を頂けたらと思いますし，今後マイナンバー制度であるというような，そういったようなカードであるとか，そういうような情報を集積するといったようなところとあわせてくると，こういったようなこともどんどんこれから広がっていくのではないかと思いますので，マイナンバー制度の導入においてもしっかりと個人情報保護といったところもあわせて管理をして頂きたいと思えます。

委員長（山元経穂君） 答弁はよろしいですか。

その他ございませんか。

北元委員。

委員（北元 豊君） 今の地方創生に関する委託料あるいは調査料ということなんですが，この委託の結果といいますか，この調べたことが例えば竹原総合戦略のところリンクはどの状況の中でリンクをさせていくのか，あるいは具体的にどういうふうに進めていくのかというのをちょっと確認させてください。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 御説明致します。

まず，リンクという部分につきましては，これは地方創生の先行型交付金というものを活用しています。もう少しわかりやすく御説明をさせて頂くんですけども，地方創生総合戦略の策定に先行して行う事業ではなくて，地方版総合戦略に位置付けられる見込みのものをこのたび事業化させて頂きました。言いかえますと，地方版総合戦略の環境を整備するための事業になっています。リンクという部分につきましては，先ほども説明を致しましたが，総合戦略の中に書き込まれる部分になってきます。ですので，例えば観光分野，例えば農林分野，空き家の利活用，こういう部分は戦略の中に盛り込んでいく予定となっております。その進め方につきましては，例えば観光のアクションプランの策定農林のプランの策定そのデータを活用して，また今後新型交付金というものが今国の方で議論をされております。そのアクションプランの中身も見ながら，随時その交付金を活用して地方創生を推進をしていくという形になるものでございます。

以上です。

委員長（山元経穂君） 北元委員。

委員（北元 豊君） 今の説明をお聞きして大体わかったんですが、要は最重要課題のものをどんどん取り入れていかないと、調査研究でどんどん進んで、その期間が長くなると地方創生により竹原版の総合戦略に結びついてこないよという状況下になろうかと思えます。ですから、より最重要課題、これが優先的なものというのが、大体調査、その他で出てくるじゃろう思うんですね。それをいかに竹原総合戦略に結びつけていくかということが重要になろうかと思えますが、その点についてもう一度お伺いします。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長、先ほどの1点目の質問とかなりかぶっているところがあるので、簡略にわかりやすくお願い致します。

どうぞ。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、最重要課題という部分のところについて少し説明をさせていただきます。人口減少の原因というのは、何も一部の分野に限ったことではないものだ我々としては考えております。例えばここに人が住んでいない、若い世代も住んでいない、じゃ若い世代の雇用をつくることも必要でしょうし、若い世代がここに住まない、じゃ住環境も整備しましょうと、例えば若い子育て世代の方がその子育ての環境をつくっていかなくちゃいけない。例えばその医療の関係の充実であったり、そういう環境づくりもしていかなきゃいけないし、そして教育の部分についても選ばれる、信頼できる学校づくりという部分をしていくことがトータルで総合的に重要であるというふうに我々としては考えております。そういう意味で、そういう議論、どこを課題としてどういう方向で実施をしていくかという部分につきましては、現在竹原市地方創生推進会議でいろいろと各委員に御意見を頂いております。その議論の中で竹原市版の地方版総合戦略をつくっていきたいと思っておりますので、御理解頂ければと考えております。

以上です。

委員長（山元経穂君） ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、ないようでありますので、一旦保留とし、続いて委員外議員の発言の申し出について協議を行います。ここで皆さんにお諮りします。12時超えても構いませんか。午前中、結構まだ長くなるかもしれません。いいですか。

わかりました。

じゃ、ここで15分休憩、45分まで休憩致したいと思いますので、よろしく願い致します。

事務局の準備の都合もありますので。

午前11時33分 休憩

午前11時42分 再開

委員長（山元経穂君） では、休憩を閉じて会議を再開致します。

お諮りします。

道法議員の発言を許可することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

委員長（山元経穂君） 全会一致です。

では、道法委員、お願い致します。

始める前に、この際、道法議員に申し上げます。

審査の都合上、発言時間は一括して10分以内と致します。

それでは、委員席のマイクにて発言を行ってください。

道法議員。

委員外議員（道法知江君） 委員長をはじめ委員の皆様には発言の許可を頂きました。委員外議員としての質問をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議案第45号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案についてお伺いをさせていただきますと思います。

まず、今委員会の中でもいろいろと議論がなされておりました。運用開始が迫る中で、依然として国民の過半数が制度の中身を理解していない、制度に関して不安に思う点は不正利用による被害、情報漏えいによるプライバシー侵害です。保護するための対策は何かあるのかということをも市民の皆様は不安がっております。個人情報の取り扱いを監視監督する第三者機関はあるのかどうかお教え頂きたいと思っております。

なお、先ほどマイナンバー制度が始まりますというチラシを頂きました。このページの8ページのところには制度面においてというところでマイナンバーが適切に管理されているかを特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視監督しますと書いてありますけれども、これはいつから施行されるのか、来年の1月からなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

2点目に、通知カードをやむを得ない理由で住所地で受け取ることができない方への対応としてDV、ストーカー行為や児童虐待の被害者、被災者、ひとり暮らしで長期間医療機関、施設等に入所、入院されている方への対応はどのようにされるのかをお伺いさせて

頂きたいと思います。

3点目に、10月5日から日本に住民票のある人全ての人に通知される12桁のマイナンバーだと思います。8月31日今現在においての竹原市の住民基本台帳に対する住民の数は2万7,338名となっております。この中にはいわゆる高齢化率が竹原市の場合は既に3割を超えております、32.8%、そして後期高齢者においては17.7%、これ県内にして平均では12.3%ですから、後期高齢者の場合の数は上がっております。こういうことも踏まえて12桁のマイナンバーということが皆さんに通知されますけれども、この税と社会保障の共通番号、適切な税負担を促す公平性、公正な社会の実現のためや行政手続の簡素化による市民生活の利便性、先ほども課長の方から説明がございました社会保障、また税の関係事務、そして災害対策等々の利便性など十分な広報が必要と考えます。あわせて大切なのは情報弱者への対策ではないかなと思います。情報弱者へのこのような周知徹底はどのように行われるのかお伺いしたいと思います。

そして、4点目なんですけれども、定例会の議案の説明の中に市の責務として提出議案の10ページに書かれてありました。市の責務として国との連携を図りながら自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するとありましたけれども、地域の特性に応じた施策とはどういうことが考えられるのかという点についてお伺いをさせて頂きたいと思えます。いずれに致しましても、まずその流れがよくわからないという声を聞きます。まず、その通知が来てから書類に簡易書留で通知が届いたとしても放置したり、場合によっては届いたことすら気づかないケースも考えられると思えます。こういった方々に対して、そして申請後、交付通知が届いてこれが本人が役所の窓口に出向かないといけないというふうなことではないかということもありますが、あくまでも申請後の交付通知が届いて本人が行かないといけないのかどうかという声も聞いております。それと、最後なんですけれども、9月25日までということで通知カードの送付を受けることができない方は申請をしてくださいと言われておりますけれども、8月24日からこの1カ月間の中で通知カードの送付、今現状どうなのかということもあわせてお伺いさせて頂ければと思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） それでは、御質問頂いた順番に御説明をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、プライバシーの侵害等に対する保護の関係でございます。

す。この個人番号につきましては、先ほども説明申し上げましたこれまでの個人情報と比較致しましてかなり特定性が高まるもの、個人の特定性が高まるものであることから、その管理であるとか保護に係る規定もあわせて強化されている状況であります。利用対象事務につきましても法律または条例に基づくものとされております。まず、それが法的な整備に関するものが1点、そしてシステム面につきましても国の仕様にに基づき改修などを進めております。基本として個人番号にひもづく各種個人情報ですね、番号にぶら下がっております各種個人情報につきましては、これまで同様、各行政機関ごとに分散されます。このシステムの中に全ての情報、各国であるとか地方の機関の情報が一元的に来るというものではなく、竹原市の情報は竹原市、竹原税務署の情報は竹原税務署というふうな感じで分散管理をされているということがもう一点ございます。さらに、これらのシステム間の情報のやりとりでありましても直接個人番号が用いられることはございません。その12桁の番号が直接外へ出ていくということもございません。外へ出ていくところは暗号化をされておるといふこと、そういったことから漏えい等のリスクはかなり低くなっておるのではないかとこの状況でございます。

先ほど御指摘ありましたこのマイナンバーの制度、政府広報の方をごらん頂ければと思います。先ほど議員さんが8ページとおっしゃいましたが、そちらのページをあけて頂ければと思います。こちらにマイナンバー制度の取組、安全性に関する取組がございます。左の方に個人情報の漏えい対策は大丈夫かであるとか、プライバシーはきちんと守られるかであるとかあります。その下にアポストロフィーマークで黄色の欄がありますが、個人番号カードの安全性についてということが書いてあります。こちらには個人番号カード、これはICチップがございます。仮にこれを落としたであるとか紛失した場合どうなるかというんですが、こちらの情報には先ほどの税情報であるとか社会保障に関する情報は入っておりません。マイナンバーの12桁の番号も入っていないのが現状です。あとは住所、氏名、年齢と、基本4項目ですね、こちらの方のみが入っているという状況で、詳しい個人情報は入っていないという状況です。この7ページ、8ページ、右の方にいきますと制度面とシステム面での特徴、今回の安全・安心への取組が書いてありますけれども、まず上の段、制度面でございますけれども、マイナンバーの収集、保管を禁止しております。これは法律の定めがある場合を除きということになっております。2点目で成り済ましの防止のためにマイナンバーを収集する際には本人確認の義務があるということです。3点目では、マイナンバーが適切に管理されているかを、次の質問にもつながるんですが、特定

個人情報保護委員会という第三者機関が監視監督することになります。これにつきましては、国の方の機関でございますので、そちらの方で担当し、地方の団体もあわせてこちらの方で管理監督をするという状況でございます。法律に反した場合の罰則、これはかなり厳しいものが設けられておるといふ状況で、そういった制度とか法律に関してはこういったものが考えられるということ。

そして、下の段、緑の部分ですが、システム面でございますけれども、この個人情報はこれまでどおり年金の情報は年金の事務所、税の情報は税務署といったように先ほど申しました外で一元的に管理するものではなく、それぞれもとの情報を管理するところがこれまで同様持つと、持っておくということ、ですからこちらにありますように分散管理することで情報が芋づる式に漏えいするということはないという状況でございます。

あと先ほどもカードの部分で触れましたけれども、行政機関での情報のやりとりにつきましてはマイナンバーについて12桁の番号については直接使わないと、暗号化された番号で行うという状況でございます。あとは3点目ですが、システムにアクセス可能なものを制限管理し通信する場合、同じですね、暗号化を行うという状況です。あと29年1月から、先ほどの委員会の中でもございましたけれども、情報提供等記録開示システムが稼働予定、これ29年1月、あと一年ありますけれども、これで自分のマイナンバーについてはこの個人情報、誰がなぜどういった理由で提供したかといったものが照会できると、マイナポータルといったものが29年1月に開設されるという状況になっております。それ以外にも様々なシステム上の工夫もなされているという状況でございます。これが1点目ですけれど、2点目にありましたが、第三者機関の御説明がありました。これについては、先ほどの制度面のところでも御説明申し上げましたが、国、内閣府におきまして特定個人情報保護委員会が設置されております。これは国の機関でございますが、国の機関のみならず地方公共団体も含めてこの個人番号を利用する機関に対して適正な取り扱いを確保するために必要な指導等を行うというものでございます。この特定個人情報保護委員会につきましては、一般の行政機関から完全に独立した機関でありまして、監視機関として置かれ、独自の処分権限を有する組織ということになっております。したがって、市においては個別の設置機関は行いませんが、この国の機関において適正に指導されるという状況になっております。

3点目でございますが、住所地でカードを受け取れない場合という御質問がございました。これにつきましては、本来は住所地に送付するということが原則となっております。

れども、DVであるとか虐待、入院とか入所、そういったもののやむを得ない理由もしくは東日本大震災等によりまして住所地にいらっしやらない、住民票のあるところにいらっしやらないという方につきましては住所地で通知カードを受け取ることができない場合は現在お住まいの市町村に申請することで受け取ることができるということになっております。それが1点と、各部署で把握している場合、DVや虐待については各部署で把握しておりますので、そういった被害者の方には担当部署が直接その方々と連携しながら本人の意向を確認する中でそのような手続を行っていくという形になっております。

それと、広報ですね、広報につきましては、今回のそういった住所地、本来の住民票のある場所で受け取れないということにつきましては、周知、広報につきましては国において広報、啓発もやっております。そして、医療機関等の関係団体に協力しながら依頼がされてるという状況です。また、本市におきましても広報たけはらの9月号や市のホームページへ掲載する中で9月1日からタネットでの放送を始めております。そういった形でいろんな関係者に対しまして協力を依頼しておるという状況でございます。

それから、マイナンバーですが、周知の状況ですけど、ちょっと先ほどの御質問と重複しますけれども、周知の状況につきましては、10月5日から通知カードが送付されるということで、これからまずカードの提供であるとか情報連携が始まりますよといったことはその折に触れ情報提供をしておるということで、先ほど申しましたとおり国においては広報活動についてはテレビや各種媒体、新聞等を広報活動されているということ、本市におきましても広報であるとかホームページ、タネットチャンネル等を通じながら行っております。また、国からにつきましては、企業等につきましても直接周知を図っておられるというところもありますので、そういった個人情報の事務、実施ですね、事務取扱者に対しましてもいろんな各方面からの働きかけがあるということですが、今後ともそれぞれの局面におきまして周知を徹底していきたいと考えております。

地域の特性に応じた情報は何かという御質問も頂きました。これもちょっと市の責務という部分につきましては、先ほど来申し上げておりますように総則的な規定ですね、理念的なものでございますけれども、地域の特性に応じたというのもそういった性格を持っていると思いますけれども、まず1点は先ほどのマイナンバー法に伴いますこの条例制定に伴いまして独自施策と致しまして乳幼児、重度障害者、ひとり親家庭に対する医療費の関係と、医療費に関する、支給事務に伴うものというものを独自の事務として定めておりますけれども、今後いろんなこの制度につきましては、一旦はこれでスタートしますけれど

も、どんどん改善等がなされてまいりますので、新たなニーズがありましたら他の行政事務における独自利用や個人番号カードへの機能を追加することも考えていきたいと考えております。独自と申しましてもある程度全国的に共通的な課題があろうかと思えますけれども、今将来的な導入が計画と申しますか、検討されているものを御紹介致しますと図書館の利用証ですね、こういったものであるとか印鑑登録証であるとか、あとは民間等の連携になりますけれどもオンラインバンキングであるとか、そういったものが現在国の方で検討されているという内容でございます。また、かなり将来になるのかとは思いますが、例えば電気、ガス、水道ですね、引っ越しの際等、そういった電気、ガス、水道、公共料金等の手続に関しましてもこのマイナンバーカードの利用が可能ではないかということが検討されているのではないかという状況でございます。

あと一点、大変申し訳ない点がございませぬけれども、このマイナンバーカードの8月24日から9月25日の状況と申しますと、大変申し訳ないんですけど、直接この業務を取り扱っておりませぬので、ちょっと把握しておりませぬので、大変申し訳ありませんが御了承願いたいと思えます。よろしくお願い致します。

委員長（山元経穂君） 道法議員。

委員外議員（道法知江君） ありがとうございます。個人情報の取り扱いを監視する、これ内閣府の機関だというふうに言われておりました。あとは公正に指導をするということではあるんですけども、地方自治体として公正に指導して頂いたこの内容等についても時折公表して頂く必要があるのではないかなというふうに感じております。よろしくお願い致します。

それと、DVとかストーカーの件に関してなんですけども、やむを得ない理由で住所地で受け取ることができない方に対する対応だと思なんですけども、行っていくと今おっしゃったんですけど、行っているという感じでよろしいですか。もう既にそういう方に対しては各担当課において行っているということで結構でいいんですね。

それと、情報弱者への対策なんですけど、あらゆる手を使いながらということで、いろいろな関係機関にというふうに言われておりました。いろいろな関係機関というのは、例えば民生委員さんだったり児童委員さんだったり、そういったところにも周知徹底をして、いわゆる情報弱者と言われる方々もしっかり情報が漏れないようにということをお願いしたいなというふうに思っております。

あと漏れてる点が1点あるんですけども、申請後、交付通知が届いた、それは本人が

役所に行かないといけないのか、代理はだめなのかをお願いします。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 通知カードが届きましたら、そこから先のカードを受け取るか受け取らないか本人に委ねられますけれども、その手続の方法として2点ありまして、申請書を郵送で送る、あるいはオンラインで申請するという2通りがあるんですが、もちろん窓口を持っていかれても結構なんですが、受け取る際には写真を持参した上で本人さんが窓口まで行かなければならないという定めが今のところございます。本人の確認というのが今回のこのマイナンバー制度の大変重要な部分を占めますので、窓口で写真等を提示しながら、通知カードを提示しながら交換を行うという形になっておると聞いております。

以上です。

委員長（山元経穂君） これをもって道法議員の質疑については終結致します。

続きまして、第45号議案、第46号議案、第49号議案、第52号議案について松本議員からの発言の申し出がありました。内容は配付のとおりでございます。

暫時休憩致します。

午後0時02分 休憩

午後0時02分 再開

委員長（山元経穂君） 休憩を閉じて会議を再開致します。

お諮りします。

松本議員の発言を許可することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 全会一致です。

この際、松本議員に申し上げます。

審査の都合上、発言時間は一括して10分以内と致します。

それでは、委員席のマイクにて発言を行ってください。

松本議員。

委員外議員（松本 進君） それでは、通告に従って質問しておきたいと思っております。

1つは議案第45号について、第3条の市の責務という中に個人番号や個人情報の適切な取り扱いを確保するための必要な措置云々があります。この具体的な対策またはその費用等、幾らかかるのかと。それと、この措置で対応すれば個人情報の漏えいやプライバシー

一の侵害、悪用は根絶できるのか否かについてお尋ねしておきたいと思えます。

それから、2点目なんですけども、これは先ほどちょっとかぶるかもわかりませんが、竹原市市内企業、市民の認知等、この個人情報の保護義務に伴う準備状況の把握はされているのか、その対策についても伺っておきたいと。

次は、46の議案についてですけれども、1つは参考資料11ページの(ア)の中で担保を提供する云々というのがありました。この具体的な担保物件あるいはその評価等についてはどのように対応されるのかと。

次は参考資料11の(2)マイナンバー制度に伴う特別徴収義務者の申告等の個人番号または法人番号の記載を必要とする規定を設けるというのがあります。そこで、個人情報等の保護、情報漏えい、悪用の防止策は税務課として税務行政としてどのように伝えられるのかということを確認しておきたいと思えます。

次は議案第49号についてです。ちょっと不正行為を監視する役割を担うということで、先ほど同僚議員の質問の中にもありましたが、確認したいのは、竹原市で個人情報保護委員会が新設されるのかどうかということがちょっと確認をしたかった点であります。その際の専門家とかこういったいろんな人材の確保が心配されておりましたので、竹原市の中でこういう個人情報保護委員会が新設されるのかどうかの確認と対策をお聞きします。

それから、議案第52号について、補正予算についてなんですが、これは答弁漏れにも関わりますけれども、地方創生で3事業が今回補正予算とされております。そこで、先ほどの説明の中にもありましたけれども、さっき言った「ひと」とか「まち」づくりとか「しごと」づくりというのが重点施策だという説明もありました。そこで、先日読売新聞なんかでこの地方の創生に関わってどういう人口減、これを食いとめる対策は何が必要なのかというアンケート調査がありました。その第1点目は子育て支援が一番大きな要望です。それから、働く場の、要するに雇用の確保というのが2番目に大きな要望でした。地方創生事業の中にも先ほど説明があったような若い世代の雇用とか子育て環境の整備とか教育環境というのがありましたけれども、こういった子育て環境の整備、雇用の確保というのが重点という説明はありましたけれども、今回の3事業のいろいろ事業効果といえますかね、わかりやすく言えば投資に対する経済波及効果等々ありますけれども、こういういろんな地方創生事業がいろいろあって、その中でこの3事業を優先的に選ぶ、そのために事業効果がこれだけ高い、だから先に先行してやったんだというような説明が私は要る

のではないかなということでの最後の質問としたい。事業効果はどういうふうになるのかということについてお尋ねしたいと思います。

委員長（山元経穂君） その前に順次答弁願いますが、議案第52号の問1に関しては、総務の範囲で答えられる範囲でお願い致します。

順次答弁願います。

総務課長。

総務課長（塚原一俊君） それでは、御質問のうち総務課担当分ですが、議案第45号のマイナンバー条例、そして議案第49号の個人情報保護条例の改正案、これについての御質問から御答弁申し上げます。

まず、1点目でございますが、個人情報ですね、こちらに対する市の責務でのどのような対策をなされておるかといったことと費用ですね、それからプライバシーの侵害についてどう考えるかという御質問でございましたけれども、まず1点目でございますが、必要な措置に関する部分ですが、これは先ほども御説明申し上げましたが、かなり総則的な責任規定として上げられておりますが、条例第3条に規定しているものは当該条例の目的を達成するための一定の責務を有することを宣言しているものでございます。内容と致しましては、実施機関として円滑な事務の遂行を図るために事務をつかさどる職員への制度周知や必要なシステム改修を進めてまいるといったところであります。

なお、これに関するものにつきましての経費の御質問がございまして、費用につきましてはこれにつきましては平成26年、27年の予算ベースでございますけれども約7,500万円、そして3分の2が国庫補助金でございます。これが1点目です。

そして、個人情報の保護義務に伴う準備の状況といったものでございました。各企業等に対するもの、市民に対するものでございますけれども、今後これにつきまして、このマイナンバー法につきましては、まず10月5日から付番が開始しまして、順次提供に係る規定が制定されてまいります。それぞれ、これもちょっと答弁重なりますけれども、通知カードの送付も近々行うことから、国においてもテレビや広報、新聞であるとか、そういった各種媒体を通じた広報活動が実施されているということとあわせまして、本市におきましてもタネットやホームページ、広報たけはら等を通じて市内の住民の皆様、企業の皆様へ周知を図っているという状況でございます。今後も先ほどの医療機関であるとか、そういった各種関係団体と協力しながら説明会ですね、そういった民生委員さんであるとかそういった支援施設であるとか、そういった皆様方と協力をしながら周知を図ってまいり

たいと思います。こちらの政府公報，水色の資料を見て頂きたいんですけど，先ほどの最初の質問でありましたけれども，13ページ，14ページにマイナンバーの安全管理を徹底させよといったことで安全管理措置の具体例がこちらの方にあらわしてあります。まず，組織的，人的安全管理措置でございますけれども，こういったように担当者を明確化するという，誰でもアクセスできるものではないということ，そして適切な教育ですね，こういったもう既に我々も実施しておりますけれども研修であるとか，そういったものを進めております。あと右のページですが物理的，技術的安全措置ですけれどもシュレッダーなどの利用，そして鍵をかけて保存しなさいであるとか，そういう基本的な部分ですね，こういったものも今回のマイナンバー法の施行につきましては大変重要な部分でありますから，そういったこういった人的な部分，物的な部分を含めてシステムでのセキュリティも含めましてリスクヘッジ，対策をやりながらリスクの低減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして，議案第49号ですね，個人情報保護条例の一部改正に伴うものですが，竹原市個人情報保護委員会という名称での御質問でございました。これにつきましては，番号法の規定につきまして先ほど申しましたが，国ですね，内閣府において特定個人情報保護委員会が設置されます。これは国も含め地方公共団体も含めマイナンバー制度全体を監視するといった，監視，指導ですね，こういったものを行うといった機関で，一般の行政機関から独立した機関として行われており，独自の処分権限を有する組織となっております。したがって，市において同様の機関を設置すると，新設するということは行いません。これは二重権限を避けるために国が一括して監督をするという流れの中で国において実施されるという内容でございます。

議案第45号，49号に関しましては以上でございます。

委員長（山元経穂君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 議案第46号でございます。具体的な担保物件，その評価等についての御質問でございます。担保となるものと致しましては，例えば国債や地方債または有価証券など，ほかに土地，建物とか，あとお持ちになっておられる自動車などがございます。その評価をどういうふうにするかということでございますが，国債の場合につきましては額面の金額ということになります。地方債，社債，その他有価証券の部類につきましては，時価の8割以内において担保の期間中に予想される価格の変動を考慮して定めるというものでございます。また，土地につきましては時価の8割以内において適当と認

められる金額，建物等は時価の7割以内におきまして期間中に予想されます価格の減耗等を考慮した額となっております。また，自動車につきましても同じなのですが，流通している価格あるいはそれに減耗等を考慮致しまして決められるものでございます。

それから，次の個人情報の保護，情報漏えい，悪用防止の対策でございますが，こちら先ほど総務課長の方が答弁したのと同じようになるんですが，制度面では特定個人情報の収集，保管，特定個人情報ファイルの作成を禁止するでありますとか罰則の強化がございます。あとシステム面におきましては，分散管理の実施あるいは個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携の実施，あるいはアクセスできる人の制限，管理を実施，あるいは通信の暗号化など個人情報等の保護，情報漏えい等につきまして備えているものでございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 御質問のあったことにつきまして御説明申し上げます。

このたび補正予算案として提出させて頂きました関係事業につきましては，地方創生先行型交付金を活用したもので，先ほども御説明をさせて頂きましたが，地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって，地方版総合戦略に位置付けられる見込みのものを事業化したものでございます。言いかえますと地方版総合戦略の推進に当たり環境を整えるための事業でございます。したがって，どの分野を優先的にやっていくかという部分ではなく，先ほども総合的に子育ても大事であるし，雇用も大事であるし，また若者の住む場所，こういった部分も重要であると，こういうどういう部分を戦略に位置付けるかにつきましては，今まさに竹原市地方創生推進会議において議論させて頂いております。各委員に様々な意見を頂きながら地方版総合戦略を作成していきたいと，このように思っております。地方創生3事業の内容，中身につきましては，明日開催されます民生産業委員会において関係所管部から御報告がありますので，この場での御説明につきましては控えさせて頂きたいと，このように考えております。何卒御理解頂きますようよろしくお願い致します。

以上です。

委員長（山元経穂君） 松本議員。

委員外議員（松本 進君） 再質問になりますから，個人情報の制度導入に伴って議案第45号とか，要するに必要な措置というのは，まずいろいろと対策をとって情報が漏えい

しないよということが明確に壇上、総括質疑の時もしましたけども、明確な答えがないわけですね。ですから、私は情報が漏れるということが大前提にして対策をとらないと、一旦漏れたら大ごとになるよといういろんな不安があるわけですね。それについて今さっき質問の市の責務というのは、導入された後にいろんな庁内の連携事務ということは定めるとことでありましたけれども、もう一回確認したいのは、市としてはセキュリティといいますかね、情報漏えいのためのセキュリティは不可能だと、情報、プライバシー侵害を起こさないような情報漏えいの対策というのは不可能だというふうに認識しているのかどうかを1点目で聞きたいのと、それから1つ準備状況について1点だけ聞きたいのは、企業なんかの分が特にもう10月5日から発送されて、来年1月から例えば運用されるわけですから、その間に情報は企業としても従業員が何人おったら、その本人とか家族とか含めて情報収集して、それ今度収集したら漏れないように保管しなくてはならない。一旦情報を集めたら、誰がいつ見たかというその管理までするようになってると思うんですね。ですから、その分がぴしっと私は準備できるんかなというのがあって、それはソフトがあるならそれを支援する対策がないと、實際上漏えいをしないというのが、そのセキュリティの対策が十分できないんじゃないかなというのがあって、例えば企業一旦は一つの準備状況はどう把握されて対策はどうなのかということについてももう一度聞きたい。セキュリティ対策は、その企業に対する相談なり対策といいますかね、例えばソフトも買わなくちゃいけないんだったら、具体的にはその支援が要るわけですよ。ですから、それがもう1日から起動する訳ですから急いでやらないと間に合わないということがあって、一旦漏れたら大ごとになるというんが、危機感がいろんなマスコミでもあるということで、この企業のこのマイナンバー保護義務に対する準備状況なり対策なり、もう一度確認しておきたいと。

それから、最後の補正予算の分でちょっと聞いたかったのが、地方創生はいろんな対象事業があって、さっき言った優先ではないとか、要するに端的に言えば事業効果とかそこらも検討しないで対象事業に見込まれるよというその範囲だけでこれを選考したというふうに理解していいんでしょうか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） まず、マイナンバー法に関わる部分でございますが、我々としては法律、また今回議決を頂く予定の条例、こういう制度面における側面と、またシステム改修等を現在行っております、この制度面、システム面双方で粛々と実務をこな

して職員のレベルも上げていくということで最大限努力は行っていきたいというふうに考えております。

それから、補正予算に関することにつきましては、先ほど来から申し上げておりますように、今まさに地方版の総合戦略を策定中でございます。その中で今回の補正予算につきましては国の交付金が先行して都道府県に割り当てられると、その中で一定の限度がございますので、その交付金の総額の中で今回総合戦略、計画をつくる中に盛り込まれる見込み且つ今年度中に一定の成果が出せる事業ということで3事業を上程させて頂いているということで御理解頂きたいと思っております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 松本議員。

委員外議員（松本 進君） マイナンバー制度に伴う情報の漏えいとか流出、それに伴う人権侵害あるいはそういった悪用等の心配が、本来こういったものは機械的なものでしょうから、100%漏えいを防止するというのは不可能だと思うんですね。ですから、それに対するきちとした対策をしなくてはいけない。その最大のもは法律ができたんですけども、あらゆる情報をリンクする、それを制限するしかないと思うんですよ、今のところできるとしたら。そうするとか、あとは何で100%不可能かというのは、やっぱりちょっと参考に言わせてもらうと、中間サーバーが全国で2カ所しか、これを集約して管理するというところがあります。その2カ所にはいろいろ照会しなくてはいけないから、常時複製したデータをそこに保存してなくてはいけない。だから、そこにアクセスされた場合は全部がすぐわかるわけですね。そういった専門家の声がありました。ですから、私が言いたいのは、100%情報が漏えいさせ……。

委員長（山元経穂君） 松本議員、あと一分です。

委員外議員（松本 進君） させないのは不可能だということを前提に対策要るんじゃないかということと、さっき言った企業なんかの準備なんかもまだまだ具体的な答弁が出ないわけですね。だから、今からでもすぐ情報、市内企業の準備の状況もぴしっと対策を立てないといけないということについてはどうでしょうか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 繰り返しになるかもしれませんが、改めまして我々としましてはこのマイナンバー制度の導入に伴う制度面、それからシステム面両面でそういう特定個人情報保護の保護に関わる部分も精度を上げて取り組んでいきたいと。

それから、民間企業部分の部分については、これも法律で一定には民間は民間の方でそういう責務がございますので、民間においてもそういった責任の中で実施されるものというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） これをもって松本議員の質疑については終結致します。

ここで行政報告を行うため暫時休憩を致します。

午後0時24分 休憩

午後0時50分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩を閉じて会議を再開致します。

本委員会への付託案件についての質疑について、本日はこの程度にとどめ、次回は16日の10時から会議を再開するとし、本日はこれにて散会致したいと思います。

皆様どうもありがとうございました。

午後0時50分 閉会